

平成 27 年 9 月に公布した条例

| 条例番号   | 条例名                    | 制定改廃等の理由及び概要   | 所管課名    |
|--------|------------------------|--|---------|
| 第 40 号 | 伊勢崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例 | <p><b>【理由】</b></p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い改正の必要を認め、併せて条文の整備を図るもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法においては、個人番号、特定個人情報及び情報提供等記録について、一般の個人情報よりも厳格な保護措置を講ずることとしており、特定個人情報の適正な取扱いの確保及び番号法の規定の趣旨を踏まえ、本市の施策及び個人情報保護条例の趣旨を十分考慮し、特定個人情報及び情報提供等記録の保護のための必要な措置を講ずることで、より一層の個人情報保護の適正化を図るもの</p> <p>1 第 1 条関係</p> <p>(1) 特定個人情報の利用及び提供を制限するもの</p> <p>(2) 特定個人情報については、任意代理人による開示・訂正・利用停止請求を認めることとするもの</p> <p>(3) 特定個人情報については、個人情報の利用停止請求に加え、番号法に違反する不適切なものが行われた場合にも利用停止請求を認めることとするもの</p> | 総務部 総務課 |

|      |  |   |     |
|------|--|---|-----|
|      |  | <p>(4) 特定個人情報については、他の法令等による開示の実施との調整を行わず、開示請求の重複を認めることとするもの</p> <p>(5) 公の施設の管理を行う指定管理者が個人情報を取扱う場合について、準用して読み替える条例の規定に特定個人情報に係る規定を加えたもの</p> <p>2 第2条関係</p> <p>(1) 情報提供等記録の利用及び提供を制限するもの</p> <p>(2) 情報提供等記録の開示請求に係る事案の移送を禁止するもの</p> <p>(3) 情報提供等記録の訂正について提供先への通知をすることとするもの</p> <p>(4) 情報提供等記録の利用停止請求を禁止するもの</p> <p>(5) 公の施設の管理を行う指定管理者が個人情報を取扱う場合について、準用して読み替える条例の規定に情報提供等記録に係る規定を加えたもの</p> |     |
| 第41号 | 伊勢崎市職員の再任用に関する条例及び伊勢崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例 | <p><b>【理由】</b></p> <p>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律による地方公務員等共済組合法の一部改正に伴い改正の必要を認め、併せて条文の整備を図るもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>特定消防職員を規定する法令の引用先及び障害厚生年金の受給者となる障害の程度</p>  | 職員課 |

|      |                             |  |     |
|------|-----------------------------|--|-----|
|      |                             | を規定する法令の引用先を改めるもの  |     |
| 第42号 | 伊勢崎市手数料<br>条例の一部を改<br>正する条例 | <p><b>【理由】</b></p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行により通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料を徴収すること並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による住民基本台帳法の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>1 平成27年10月5日以降順次個人番号の通知カードが送付され、平成28年1月1日以降個人番号カードの交付が始まることに伴い、通知カード及び個人番号カードに対し、再交付の際の経費相当額として手数料を徴収することとするもの</p> <p>2 個人番号カードが交付されることに伴い、住民基本台帳カードの交付が終了となるので、この交付手数料の規定を削るもの</p> | 市民課 |
| 第43号 | 伊勢崎市斎場条<br>例の一部を改正<br>する条例  | <p><b>【理由】</b></p> <p>伊勢崎市いせさき聖苑待合室改修工事の実施に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>高齢者対策として既存の和室全てを洋室に改修することに伴い、待合室の名称を改めるもの</p>  | 市民課 |

|         |                            |   |           |
|---------|----------------------------|---|-----------|
| 第 4 4 号 | 伊勢崎市障害者<br>就労・自立支援施<br>設条例 | <p>【理由】</p> <p>伊勢崎市障害者就労・自立支援施設を設置することに伴い、制定の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>1 障害者が、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援並びに自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うことにより、障害者の自立及び福祉の増進を図ることを目的として、伊勢崎市障害者就労・自立支援施設を設置するもの</p> <p>2 伊勢崎市地域ふくし館うえはす条例を廃止するもの</p> | 障害福祉<br>課 |
|---------|----------------------------|---|-----------|